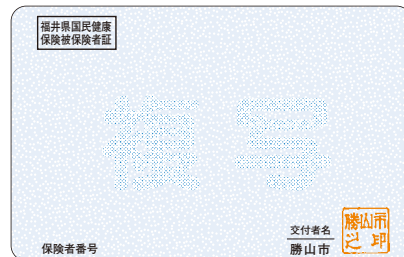


8月1日から新しい保険証に切り替わります

国民健康保険

新しい保険者証（藍色）



新しい被保険証（兼高齢受給者証）は、7月末までに郵送します。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新には、申請が必要です。

70歳以上75歳未満の方については、市・県民税非課税世帯の方に加え、現役並み所得（課税所得145（689万円））の方も認定証が必要となります。医療費が高額になる可能性があります。医療費が高額になる可能性があります。医療費が高額になる可能性があります。

◆他の健康保険に加入された方へ

就職などで他の健康保険に加入した場合、資格喪失の届出が必要です。届出をしないと、保険料が重複してかかってしまう場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

◆勝山市に住民票がない方へ

就学などで勝山市外にお住まいの方で、保険証が必要な方は、市民・税務課で手続きください。

申請期限▼7月17日（金）

申請に必要なもの▼在学証明書または入所証明書

※申請後、卒業または退学された場合は、資格喪失の申請が必要です。申請が遅れるとその間の医療費を返還いただくことがありますので、お早めに届出をお願いします。

市民・税務課（市役所1階）

☎88・8102

後期高齢者医療保険

新しい保険者証（緑色）



新しい保険証は、7月末までに福井県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

この認定証を病院の窓口に提示すれば、お支払い額が自己負担限度額までとなります。

市・県民税非課税世帯の方に加え、現役並み所得の方（課税所得145（689万円））および同一世帯の方も認定証が必要となります。医療費が高額になる可能性があります。医療費が高額になる可能性があります。医療費が高額になる可能性があります。

医療費が高額になります。申請後、翌年以降の負担区分に変更がなければ自動更新されます。

市民・税務課（市役所1階）

☎88・8102

ど存知ですか?ちょっとお得な年金制度

年金

「前納制度」で保険料が割引に！

令和2年度の国民年金保険料は、月額1万6,540円です。まとめて前払い（前納）することで保険料が安くなりますので、前納制度をご利用ください。

例) 令和2年10月～令和3年3月までの6か月分の保険料を前納した場合

	納付額	割引額	期限
毎月納付	9万9,240円	—	—
納付書で前納	9万8,430円	810円	10月30日(金) (納付期限)
口座振替で前納	9万8,110円	1,130円	8月31日(月) (申請期限)

口座振替の申請方法▶

口座振替納付申出書に必要事項を記入、押印（通帳の届出印）し、市民・税務課または年金事務所、金融機関に提出ください。

「付加年金」で受給額を増やせます！

月額400円の付加保険料を納めると、将来の老齢年金に付加年金が加算されます（任意加入）。受給額（年額）は200円×付加保険料納付月数です。

※国民年金基金の加入者、免除該当者は加入できません

例) 付加保険料を10年間納付した場合

保険料	400円×10年（120月）=4万8,000円
受給額（年額）	200円×10年（120月）=2万4,000円

年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料額に達し、それ以降はプラスになります。

年金加入記録の確認ができます！

これまでの年金の加入記録などが確認できる、「ねんきんネット」をご利用ください。

市民・税務課（市役所1階） ☎88-8102

福井年金事務所 ☎0776-23-4518

令和2年度

勝山市職員採用候補者試験

受付期間▼7月9日(木)

～8月20日(木)

※午前8時30分～午後5時15分

(土、日、祝日を除く)

一次試験▼9月20日(日)

※二次試験の詳細は、一次試験合格者に通知します

試験会場▼教育会館

試験区分・採用予定人員▼

事務職 3人程度

(うち就職氷河期採用1人)

社会福祉士 1人程度

受験資格▼下表のとおり

試験内容▼教養試験、性格特性検査、作文試験、専門試験（社会福祉士のみ）

申込方法▼試験申込書に必要事項を記入し、総務課人事職員係へ提出してください

最終合格発表▼11月中旬

申・問総務課（市役所2階）

☎88・1113

試験区分	事務職	社会福祉士
受験資格	問わない	社会福祉士の資格を有する、または令和3年3月末日までに資格取得が見込まれる方
生年月日	昭和56年4月2日～平成15年4月1日 ※就職氷河期採用は、昭和56年4月2日～昭和61年4月1日	昭和56年4月2日～平成11年4月1日

国民健康保険税

後期高齢者医療保険料

の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯は、申請により減免が受けられます。

対象となる世帯と減免額

- ・感染症により、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯は、全額減免
- ・感染症の影響により、世帯主の事業収入等の減少が見込まれる世帯（次の①～③のすべてに該当）は、前年の合計所得金額に応じた割合で減免
- ①事業収入等のいづれかの減少額が、前年より3割以上
- ②前年の合計所得が1000万円以下
- ③減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

※事業などの廃止や失業の場合は、要件はなく、対象保険料額の全部を免除

対象期間
令和2年2月1日～令和3年3月31日に納税が設定されているもの

市民・税務課（市役所1階）

国民健康保険税 ☎88・8101

後期高齢者医療保険料 ☎88・8102